

# 「奈良県消費者行政活性化基金」による消費者行政強化・活性化事業

## 【国の方針】

- ・消費生活相談業務が複雑化・高度化する中、H21から3年間を消費者行政の「集中育成・強化期間」とし、地方消費者行政の取り組みを支援。
- ・国H20第2次補正予算により、消費者行政活性化交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を創設し、都道府県に基金を造成。
- ・国H21補正予算により、基金に積み増しするための消費者行政活性化交付金を追加配分するとともに、事業ごとの上限額を撤廃し、消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費の支援事業、商品テスト強化事業等を追加。
- ・H22.8月に基金管理運営要領を改正し、相談員の報酬引き上げも基金対象となり、また、基金事業はH24年度まで1年延長可能。
- ・H24年度末で基金終了が予定されていたが、国H24補正予算により基金の上積み措置、及びH25当初予算でも基金の更なる上積み措置（基金事業のH25年度までの1年間再延長）。

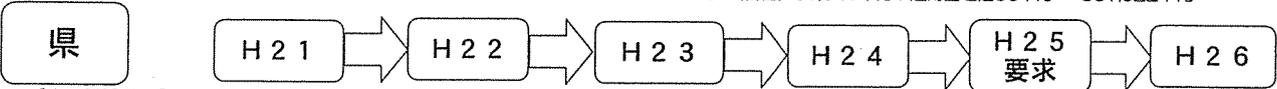
## 【本県の対応予定】

- ・地方消費者行政活性化交付金等を活用して、H21.3月に基金を造成。県消費生活センターを専門的・広域的相談のための中核センターとして位置付け、H21～H23に市町村に勤務する相談員の養成・レベルアップのための研修や県センターの機能強化を実施。
- ・市町村相談体制の効率的な充実・強化を目指し、近隣市町村との広域連携を推進。（H22年度は「奈良モデル」検討議題）
- ・消費者行政活性化基金条例を改正し、H24年度まで基金事業を実施できるよう条例の失効期限を1年延長。（H24年2月議会提案議決）
- ・消費者行政活性化基金条例を改正し、H25年度まで基金事業を実施できるよう条例の失効期限を1年延長。（H25年2月議会提案予定）

## 【25年度重点実施予定項目】

- ・市町村支援を充実するため、県センターの市町村専用ダイヤルを活用して、解決困難な事案に係る市町村からの相談に対応。（県センターに弁護士や警察官OBを配置。また、市町村からの要請を受けて、県相談員や警察官OBを市町村に派遣し共同で事案処理）
- ・消費者教育を推進するため、学校や企業、地域に県相談員を派遣し、消費者教育講座を開催。また、市町村相談員及び行政職員向けに消費者教育講演会を開催

注 基金造成額 = H20(2月補正) 222,616千円 + H21(9月補正) 52,000千円 + H24(補正) 60,640千円 + 運用益 2,266千円 = 337,522千円

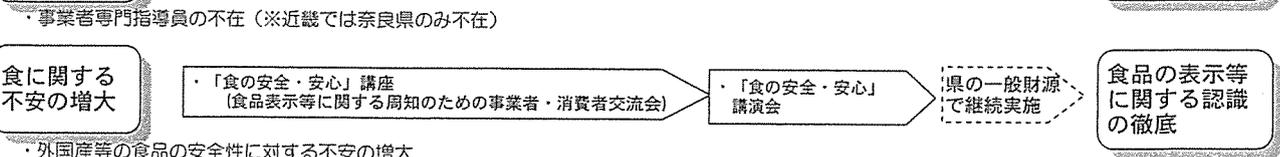
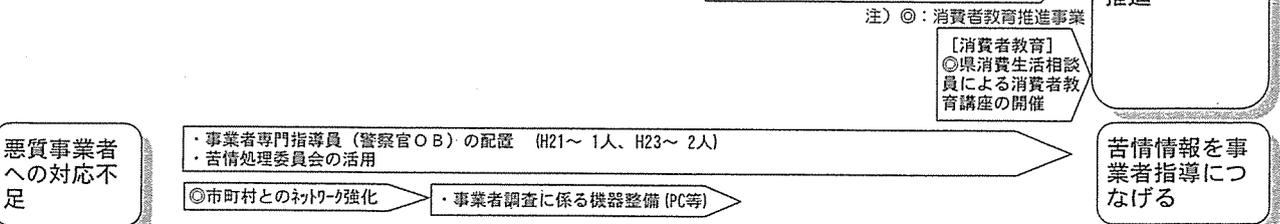
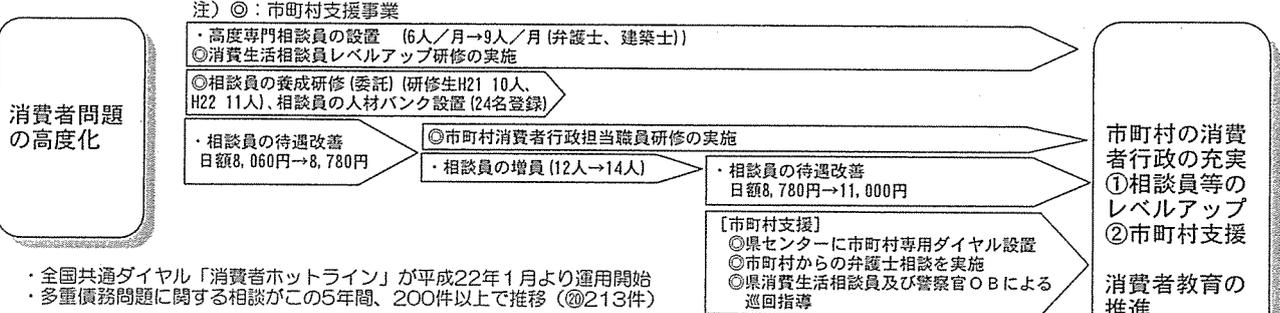
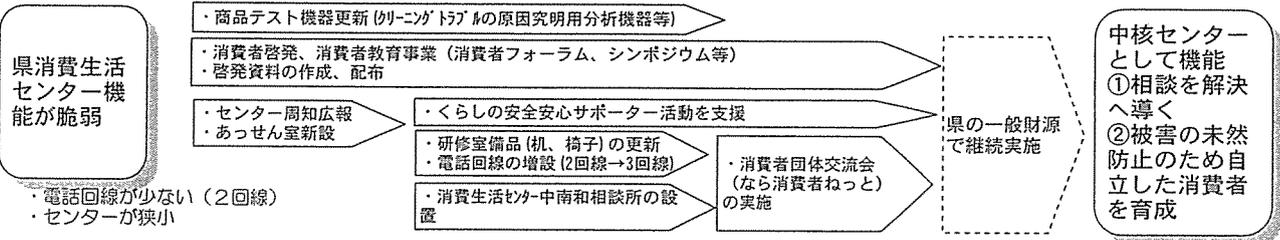


## 【窓口開設状況】

開設場所	開設日	時間	相談員数
奈良・中南和	月～金	9～12時 13～16時	8人/日

(H21～)		(H22～)		(H23～)	
時間	相談員数	時間	相談員数	時間	相談員数
9時～17時00分	10人/日	9時～17時00分	11.6人/日	9時～17時00分	11.6人/日

(H23～) うち、市町村支援対応 1.6人/日  
(H25～) 市町村支援対応・消費者教育対応について要求



## 市町村

支援(再掲) ・基金を取り崩して市町村に交付  
・市町村ネットワークの強化

相談窓口体制が脆弱

【目標】 ・市町村消費生活センターの倍増(4→8)  
・センター未設置市町村の解消(10→0)

センター、相談窓口として機能

【H20相談窓口の開設市町村】

開設日数	件数
週4日以上	4
週3～1日	25
未設置	10

【市町村相談窓口の広域化】  
宇陀市・曾爾村・御杖村 (H22.4～)

天理市・山添村 (H23.4～)、橿原市・高取町 (H23.5～)  
御所市・葛城市 (H23.4～)、香芝市・広陵町 (H23.10～)  
平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町 (H23.4～)、  
五條市・野迫川村・十津川村 (H23.4～)、  
上牧町・河合町 (H23.10～)

【H24相談窓口の開設市町村】

開設日数	件数
週4日以上	22(8)
週3～1日	17
未設置	0

※カッコは職員対応